平成２９年（フ）第２７８９号
大阪市福島区海老江３丁目18番12号　セルティア海老江　201号
債務者　井上　善雄
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８１９号
大阪府大東市寺川１丁目18番701号
債務者　西野　誠
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７５号
大阪市西淀川区野里１丁目23番20号　シャルム野里501号
債務者　橋本　一明
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９７号
大阪府枚方市東山２丁目26番地の１（101）
債務者　内田ちあき
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９１３号
大阪府東大阪市日下町６丁目８番10号
債務者　熊代　洋
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３３号
大阪府東大阪市菱屋西１丁目10番23号
債務者　井上　清子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３７号
大阪市平野区瓜破東４丁目５番４－112号
債務者　上田　進
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２９号
香川県高松市木太町1856番地４　県住１－504
債務者　浜本ひろみ
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３４号
香川県高松市宮脇町１丁目９番６号　グリーンヒルズ宮脇401
債務者　林　華織
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３７号
香川県綾歌郡綾川町羽床下1033番地３
債務者　秦　朋寛
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４１号
香川県高松市東山崎町1171番地１　メープルガーデンハイツⅡＦ－102
債務者　金黒　早織
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６号
福岡県みやま市高田町田浦1032番地
債務者　平野　広美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１３９号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷572番地18
債務者　郡　大一郎
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
熊本県玉名市築地1769番地
債務者　西井　佳織
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第６９号
千葉県木更津市貝渕１丁目10番２号
破産者　北村　和男
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５３４号
埼玉県所沢市大字下富1432番地の９
破産者　株式会社板橋土建
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７１１号
静岡市駿河区登呂２丁目15番24号
破産者　株式会社大橋鋼業
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２２号
（最後の住所）千葉県山武郡横芝光町横芝559番地10
破産者　亡押尾敏子相続財産
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係